

#### (4) 地域産業保健センターと保健所との共同事業

職域保健側の参加を求める手段として、地域産業保健センターと保健所との連携が効果的である。国から郡市区医師会に委託されている地域産業保健センターでは、地域の中小事業所の労働者の健康管理等を支援しており、保健所との協力関係により地域のニーズにあった連携事業を企画立案できることが期待される。

#### (5) 商工会議所・商工会等の協力

中小事業所の事業者の理解を得る手段として、商工会議所・商工会や労働基準協会・安全衛生協会等の事業者側の協力を得て、事業者の協力の下に連携事業を推進していくことも必要である。

#### (5) 担当者との連絡調整

年度初めには、連携の必要性和協力依頼を、県協議会事務局の立場で主要関係団体に説明を行うことが大切である。

### 4. 保険者協議会との連携

平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられ、内臓脂肪症候群に着目したハイリスクアプローチが被保険者・被扶養者に提供される。医療保険者によるハイリスクアプローチと、協議会が地域・職域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待される。

協議会と保険者協議会の主な役割は、図1のとおりである。協議会においては、保険者協議会における医療費等の分析や特定健診・特定保健指導に関する実施体制や結果等から得られた現状や課題について、情報提供を受け、地域全体として取り組む健康課題を明らかにし、それによりテーマを設定し連携事業をすすめていくことが望まれる。

また、保険者協議会との連携にあたっては、事務局を担っている国保連合会と連絡調整を密にしていくことも重要である。

なお、協議会の役割や保険者協議会等の関連機関との連携については、地域・職域連携事業実施要綱等においてだけではなく、保険者協議会に関する実施要綱等においても、明記されることが望ましい。